

建築物解体時の石綿飛散防止対策の強化をめぐる国会論議

— 大気汚染防止法の一部改正 —

大嶋 健志

(環境委員会調査室)

《要旨》

石綿（アスベスト）が環境中に飛散すれば、深刻な健康影響を及ぼすおそれがある。建築物解体時の石綿飛散防止のための規制は、1996（平成8）年の大気汚染防止法改正により導入された。その後、次第に規制が強化されてきたが、2020（令和2）年の常会（第201回国会）には、同法の2013（平成25）年改正の点検結果を踏まえ、規制の不十分な点を更に強化するための改正案が提出された。その内容は、石綿含有成形板等のレベル3建材への法規制対象拡大、解体前の事前調査を確実に行わせるための事前調査方法の法定化及び解体等の作業基準違反に対する直接罰の導入等である。

衆参両院の環境委員会における質疑においては、レベル3建材に規制を拡大するものの従来のレベル1・2建材よりも規制の程度が弱いことへの懸念、改正による負担の増大が見込まれる都道府県に対する支援策の必要性など、規制の実効性をめぐる議論が多く交わされた。また、事前調査の法定化に伴い調査を行う者の知見を向上させる必要があるとの指摘も相次いだ。さらに、前回の法改正以来の課題でもあり、法案の提出に先立つ中央環境審議会でも議論の焦点となった大気濃度測定義務付けが法案に盛り込まなかったことから、その必要性について質疑がなされ、これを義務付ける修正案が両院で提出された。修正案はいずれも否決されたが、両院の附帯決議では、これに関して速やかな検討を求めている。

1. はじめに

第201回国会（常会）の2020（令和2）年3月10日、「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」という。）が政府から国会に提出され、同年5月29日に参議院本会議で可決・成立し、6月5日に公布された。

本改正案は、建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の解体、改造及び補修（以下「解体等」という。）の際における石綿飛散防止対策について、大気汚染防止法の2013

(平成 25) 年改正の施行状況を踏まえ、対策を更に強化するためのものである。その審議経過は図表 1 のとおりであった。本稿では、これまでの経緯及び本改正案の概要を整理した上で、国会における論議の一部を紹介する。

図表 1 大気汚染防止法の一部を改正する法律案の審議経過

		衆議院	参議院
国会提出年月日		2020(令和 2)年 3月10日	(衆議院から送付) 5月19日
委員会	趣旨説明	4月7日	5月21日
	参考人質疑	なし	なし
	質疑・採決	5月15日	5月28日
	採決結果	修正案(共産提出)＝否決 修正案(立国社提出)＝否決 原案＝可決(賛成多数)	修正案(共産提出)＝否決 原案＝可決(賛成多数)
	附帯決議	8項目(全会一致)	13項目(全会一致)
本会議 採決		5月19日(賛成多数)	5月29日(賛成多数)
法律公布		6月5日(令和2年法律第39号)	

2. 石綿の特質と健康被害に対する救済等

石綿(アスベスト)は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維(髪の毛の 1/5,000 程度)で、白石綿(クリソタイル)、茶石綿(アモサイト)、青石綿(クロシドライト)等の 6 種類がある。これら石綿は、耐熱性、耐摩耗性等に優れる特性を持つことから、我が国では 1955 (昭和 30) 年頃から使用が一般化した。石綿自体は主に輸入に依存しており、輸入総量は約 1,000 万トンとされている。この間、工場・ビルから住宅まで、様々な建築物において、耐火用や断熱用としての石綿吹付け材(レベル 1 建材)、ボイラーに巻き付けた保温材等(レベル 2 建材)、家屋の内外装用の成形板等(レベル 3 建材)として用いられてきた。このうちレベル 3 建材が約 7 割を占めると推計されている¹。これら石綿は優れた物質特性を持つ一方で、繊維が極めて細く、吸入することにより、中皮腫や肺がん等の健康被害が生じることが徐々に明らかとなってきた。現在でも、閾値(いきち)が確認されておらず、発症までの潜伏期間は何十年にもわたるため、石綿健康被害特有の疾患とされる中皮腫以外については、発症した時点で原因を特定することには困難が伴うことが多い。2005 (平成 17) 年のクボタショック²を契機に、直接石綿を扱う労働者以外にも被害が及ぶことが明らかとなり、労災補償等による救済の対象とならない者を対象とし、事業者、国及び地方公共団体が費用負担を行う救済制度が設けられた(石綿による健康被害の救済に関する法律)。また、建設現場で石綿を吸い込み肺がんなどにかかった労働者が損害賠償を求めた

¹ 石綿を使用した建材は、飛散性の強さに応じて、建設業労働者災害防止協会により、レベル 1～3 の区分がなされており、大気汚染防止法の定義との直接的な関連性はないが関連業界において広く用いられている。

² 2005 (平成 17) 年 6 月、石綿含有製品の製造事業者であった株式会社クボタが、兵庫県尼崎市の同社旧神崎工場において、従業員の中皮腫や肺がんによる死亡に加えて、工場周辺住民の中に中皮腫を発症・死亡した者がいたことを明らかにし、大きな社会問題となった。

「建設アスベスト訴訟」では労働者に係る規制の不作为について国の賠償責任を認める判決が出されている。

3. 石綿の規制の経緯

このような石綿の使用等については、直接的に被害が及ぶ労働者の健康被害を防止するため、労働安全衛生法の下での規制が先行した。1975（昭和 50）年に労働安全衛生法の省令により、石綿の吹き付け作業（石綿含有 5 % 超）が禁止された。その後、段階的に強化され、2012（平成 24）年には、石綿を 0.1 % を超えて含有する全ての物の製造・輸入等及び新たな使用が禁止された。また、使用中の建築物については、建築基準法で一定の規制が行われている。

図表 2 石綿に関する規制の経緯

【下線を引いたものは大気汚染防止法改正関係】

1975 年（昭和 50 年）特定化学物質等障害予防規則改正 石綿含有 5 % 超対象、吹付け作業の原則禁止
1984 年（昭和 59 年）環境庁の第 2 次アスベスト発生源対策検討会 「一般国民にとってのリスクは著しく小さいが、その蓄積性に鑑み、排出抑制は進めるべき」
<u>1989 年（平成元年）大気汚染防止法改正</u> 石綿製品製造工場から排出される石綿を規制
1995 年（平成 7 年）特定化学物質等障害予防規則改正 石綿含有 1 % 超対象、吹付け石綿除去場所の隔離、呼吸用保護具着用
<u>1996 年（平成 8 年）大気汚染防止法改正</u> 建築物の解体等作業（レベル 1 建材）の届出義務、作業基準遵守
<u>2005 年（平成 17 年）大気汚染防止法施行令改正</u> 石綿含有断熱材等（レベル 2 建材）を規制対象に追加
2005 年（平成 17 年）石綿障害予防規則制定 特定化学物質等障害予防規則から分離
<u>2006 年（平成 18 年）大気汚染防止法改正</u> 建築物に加え工作物（プラント等）を規制対象に追加
2006 年（平成 18 年）労働安全衛生法施行令改正 石綿 0.1 % 超の製品の全面禁止（一部猶予）
2006 年（平成 18 年）石綿障害予防規則改正 石綿 0.1 % 超に拡大、一定条件下での封じ込め、囲い込み作業の規制強化
2012 年（平成 24 年）労働安全衛生法施行令改正 石綿 0.1 % 超の一部猶予措置撤廃
<u>2013 年（平成 25 年）大気汚染防止法改正（2014 年 6 月施行）</u> 事前調査の法定化、届出主体変更
<u>2020 年（令和 2 年）大気汚染防止法改正（2021 年 4 月頃施行予定（一部除く））</u> 石綿含有成形板等（レベル 3 建材）への規制対象拡大、事前調査方法の法定化、解体等の作業結果の発注者への報告等義務付け、解体等の作業基準違反への直接罰導入

（出所）環境省及び厚生労働省資料等より作成

一方で、労働者以外に関しては、政府は、長い間、大気環境への影響は少ないと考え、規制してこなかった。しかし、内外における懸念の高まりを受けて、1989（平成元）年に大気汚染防止法が改正され、石綿製品製造工場等（特定粉じん発生施設）の設置には届出が課され、隣地との敷地境界基準（省令により 10 本/ℓ 以下）が設けられたが、これらの

施設は、2007（平成 19）年度末までに全て廃止された。

その後、1995（平成 7）年に発生した阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴う石綿飛散に対する懸念から、1996（平成 8）年の大気汚染防止法改正により建築物の解体等作業（特定粉じん排出等作業）が規制対象となり、建材の種類としてはレベル 1 建材のみが対象とされた。さらに、2005（平成 17）年のクボタショックを契機に規制対象がレベル 2 建材へと拡大され（政令改正）、建築物だけでなく工作物も規制対象として追加された（法改正）。また、2013（平成 25）年の法改正では、特定粉じん排出等作業の届出の有無を判断するための前提である事前調査について、法で実施が義務付けられるとともに、工事実施届出義務者が受注者から費用を拠出する発注者に変更された。

4. 前回改正後の経緯

2013（平成 25）年の大気汚染防止法改正に係る中央環境審議会の中間答申³においては、飛散性が相対的に低く、法規制の対象外である石綿含有成形板等（レベル 3 建材）について、飛散防止のため当面はマニュアル⁴の手順の遵守とともに、解体等現場での飛散状況に係る検証を行うことが求められた。

一方、中間答申では、大気濃度測定の義務付けの必要性についても指摘があり、これを踏まえ環境省の「アスベスト大気濃度調査検討会」で検討が実施され、2013（平成 25）年 10 月の同検討会の報告書⁵において、大気濃度測定義務付けの実施には、測定箇所の選定、分析方法等に課題があるとされ、まずは集じん・排気装置の排気口等からの漏洩監視の徹底が重要であるとされた。また、敷地境界等における大気濃度測定について、目安としての管理基準が石綿繊維濃度 1 本／ℓとされた。これを踏まえ、作業基準（大気汚染防止法施行規則別表第七）に「排気口において測定機器により集じん・排気装置の正常稼働を確認すること」等が追加され、マニュアルには、敷地境界外への漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維濃度 1 本／ℓが適当であると記載された。

5. 法改正に向けた検討

2014（平成 26）年 6 月に施行された改正法の附則第 5 条には、施行後 5 年経過時における検討の規定がある。また、上記のとおり、2013（平成 25）年の中間答申でレベル 3 建材への対応や大気濃度測定の義務付けについて検討課題となっていた。さらに、2016（平成 28）年 5 月、総務省は、行政評価・監視結果に基づき、環境省等に勧告を行い、事前調査の適正な実施の確保や、現在は法規制の対象外であるレベル 3 建材（石綿を含有する成形板）の適切な処理の推進を求めた。

このため、環境省では、2018（平成 30）年 10 月、中央環境審議会の大気・騒音振動部に石綿飛散防止小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を実施してきた。その結果、2020（令和 2）年 1 月 24 日に「今後の石綿飛散防止の在り方について」が環境

³ 中央環境審議会「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月 20 日）

⁴ 環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成 26 年 6 月改定）

⁵ 「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について」

大臣に答申された。ここでは、(1)新たにレベル3建材を規制枠組みの対象とすべき、(2)事前調査の方法を法令上に位置付け、一定の知見を有する者により実施し、結果を都道府県等に報告すべき、(3)受注者に発注者への事前調査の説明の記録保存を義務付けるべき、(4)施工者に作業の記録保存を義務付けるべき、(5)作業基準違反への直接罰の創設を検討すべき、(6)都道府県等への事前調査結果の報告は電子システムによる石綿障害予防規則とのコネクテッド・ワンストップ化等の連携を検討すべきなどとする指摘がなされている。

なお、前回改正以来の継続課題である大気濃度測定については、小委員会における検討の過程で、一定規模・期間以上の施工区画周辺について義務付けることが選択肢の一つとして示されたが、最終的な答申においては、測定に長期間を要すること等の課題があるとされ、「制度化について速やかに検討する必要がある」とされた。

6. 本改正案の概要

本改正案は以上のような経緯を踏まえて、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る規制を強化しようとするものであり、その概要は以下のとおりである。

(1) レベル3建材への規制対象を拡大するための規定整備（第18条の14）

現行法では、解体等の作業基準を「特定粉じん排出等の作業の種類」（解体、改造、補修）等ごとに定めると規定されているが、これに「特定建築材料の種類」（吹付け石綿、石綿含有断熱材等）が追加される。今般の法改正に併せた政令改正により、特定建築材料の種類に石綿含有成形板等のいわゆるレベル3建材が追加される予定となっており、このような種類ごとに作業基準が定められることが明確化される。ただし、従来のレベル1・2建材については、作業の届出が義務付けられてきたのに対し、レベル3は対象外とされる。

(2) 事前調査に関する規制強化（第18条の15）

2013（平成25）年の法改正により、解体等工事を行う際、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）に該当するか否かの事前調査を受注者が行うこと、及びその結果を発注者に書面を交付して説明することが義務付けられている。一方、その事前調査の方法については、マニュアルで周知されるにとどまっており、まず、設計図書、目視等により調査を行い、特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析により調査を行うことなどとされている。

このようなマニュアルに基づく指導では限界があるとの認識から、本改正案により法律に直接に設計図書や目視の調査等を行うべきことが規定され、より具体的には省令で定められる。また、事前調査に関する記録の作成・保存、現場への備置きも法律で直接義務付けられ、さらに、事前調査結果の都道府県知事への報告（一定規模以上）が義務付けられる。

なお、本改正案に直接規定されていないが、事前調査の方法の一環として、一定の知見を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）を活用すべき旨が省令で規定される方向とされている。また、事前調査の報告は、都道府県及び事業者の負担を図るべく、

石綿障害予防規則と共同の電子システムの構築が予定されている。

（３）作業完了報告に関する規制の新設（第 18 条の 23）

解体等作業の終了後は、石綿の取り残しがないかを確認することが必要であり、マニュアルでも定められている。しかし、実際には作業が不適切で石綿が飛散する事例が見られることから、本改正案により、不適切な作業による石綿含有建材の取り残しを防ぐため、特定工事の元請業者に対し、解体等作業の作業結果を書面で発注者（特定工事の届出義務者）に報告すること、及び作業記録を作成・保存することが義務付けられる。

（４）下請業者に対する規制の拡大（第 18 条の 20 等）

現行法では、解体等作業に関する規制は元請業者や自主施工者のみが対象となっているが、下請事業者が解体等作業を行っている場合も多い。これを踏まえ、工事全体を統括管理する受注者（元請業者）だけでなく、下請業者も作業基準の遵守義務や、作業基準の適合命令、都道府県による立入検査等の対象とされる。なお、下請業者も特定建築材料の除去等の方法に違反すれば、直接罰の対象となり得る。ただし、事前調査の都道府県への報告義務は元請業者に課せられる。

（５）特定建築材料の使用に係る情報収集に関する規制の創設（第 18 条の 24 等）

災害時を念頭に、国や都道府県は、情報の提供や知識の普及等により、建築物等の所有者等による平時からの建築物等への特定建築材料の使用状況の把握を促すこととされる。国や地方公共団体が直接使用状況を把握することを促す規定ではない。

（６）直接罰の導入（第 34 条）

現在、解体等作業の作業基準の遵守違反については、勧告及び命令に従わなかった場合の間接罰のみが規定されている（６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）。本改正案により、解体等作業において、届出対象特定工事（レベル 1・2 建材関連）について定められる除去等の方法を遵守しなかった場合について直接罰が導入される（３月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）。

（７）施行期日・検討規定（附則第 1 条・同第 5 条）

本改正案による施行期日は、公布の日から起算して 1 年を超えないとされ、2021（令和 3）年 4 月頃が想定されている。ただし、事前調査結果の都道府県知事への報告は、電子システムの構築に要する期間を考慮して、公布の日から 2 年を超えない範囲内とされている。また、施行状況の再検討を施行 5 年後に行うものとされている。

7. 衆参環境委員会における質疑

（１）2013（平成 25）年改正法の効果と課題

小泉環境大臣は、前回の改正の効果と課題が問われたのに対し、地方公共団体における

解体等工事の現場への立入検査数が大幅に増加をした結果、一般環境中における石綿濃度を低い水準で維持できており、現場における石綿飛散防止の推進が着実に浸透してきたとの高い自己評価を披露した⁶。

一方で、課題として、解体等工事前の石綿含有建材の調査時の見落としや、除去作業時の石綿含有建材の取り残しによって、工事に伴い石綿が飛散する事例があったことや、これまでは規制の対象ではなかった石綿含有成形板等のレベル3建材も不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになったことを挙げた。

（２）レベル3建材への規制拡大

石綿含有成形板等のレベル3建材は、法施行後に政令改正により新たに特定建築材料に追加され、事前調査におけるその有無の確認、当該調査結果の都道府県等への報告、作業基準の遵守、都道府県等による立入検査の実施などの一連の規制の対象となる。一方で、特定工事の届出は対象外とされる。このように届出の対象から除外して、レベル3の飛散防止は十分に図られるのか懸念する指摘があった。

環境省はレベル3建材について、原形で取り外せるか、取外しが難しい場合でも飛散性が相対的に低いとの認識を示し、通常の工事でも行われる湿潤化等の措置を適切に実施することにより飛散を抑えられることが確認されていること、届出の対象とする場合には件数が5～20倍に増加するため都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出を不要としたとの答弁があった。また、適切な飛散防止措置の確保は、新設される事前調査結果の都道府県等への報告制度により、都道府県等が解体等工事現場を網羅的に把握し、注意喚起や立入検査などにより確認、指導をしていくこと、さらに、発注者への報告や作業に関する記録の保存を元請業者に義務付けることにより、都道府県等の指導の実効性や事業者の適切な作業の担保を図っていくとの説明があった⁷。

（３）事前調査への知見を有する者の活用

事前調査の方法が法定化され、具体的には省令で定められることとなるが、その中で、一定の知見を有する者の活用が想定されており、必要な人数として、今後3年程度で30万～40万人程度の育成を目指すとされている。しかし、現状は、1,440人にとどまることから、実現可能性を懸念する指摘があった。

これに対し、環境省では、講習の実施機関について、講習制度を共管する厚生労働省及び国土交通省と連携して、全国的な展開を目指して充実させるとの方針を示し、その実現可能性について、厚生労働省が所管する制度の類似の講習において年間10万人を超える実績があるため達成可能であるとして自信を見せた⁸。また、戸建て住宅等での使用は主に石綿含有成形板等のレベル3建材に限られることから、戸建て住宅等に特化して講習の簡略化も検討する旨答弁した。

⁶ 第201回国会衆議院環境委員会議録第4号2頁（令2.5.15）

⁷ 第201回国会参議院環境委員会議録第6号（令2.5.28）

⁸ 第201回国会参議院環境委員会議録第6号（令2.5.28）

（４）事前調査の対象範囲

新たに創設される事前調査結果の報告義務付けについては、省令で小規模なものを除外することが想定されており、その基準が問われた。

これに対し、厚生労働省が石綿障害予防規則による事前調査結果等の電子届を検討しているが、その要件を対象床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が 100 万円以上である建築物の改修工事、さらに特定の工作物の解体、改修工事との方向性であり、環境省はこれを参考に範囲を設定したい旨を答弁した。また、事業者の負担について、タブレットやスマートフォンからも入力可能とするなどにより、負担を軽くするとともに利便性を確保する考えを示した⁹。

（５）無届で施工される解体等作業の把握状況

現行法で特定工事の発注者には特定粉じん排出等作業の実施の届出が義務付けられている。この届出を行わずに施工されている工事の把握状況がただされた。

環境省は、この点について直接的に全てを把握することは難しいとしつつ、都道府県等が立入検査などで検査した中には、届出が適切に行われていなかったという事例もある旨を説明した^{10, 11}。

（６）大気濃度測定義務化

2013（平成 25）年改正からの課題として、大気濃度測定の義務付けがある。今回の小委員会で導入賛成の声が大きかったのではないかなどとただされた。

小泉環境大臣は、現時点での制度化への課題として、測定に、総繊維数濃度の場合は 5 ～ 7 日、石綿繊維数濃度の場合は 11 日程度と長時間を要するため、より効率化・スピードアップが必要な旨を答弁した¹²。さらに、今後、(1)石綿繊維数濃度の測定については、環境研究総合推進費による大気アスベスト連続自動計測装置の開発を進めるとともに、研究成果の活用可能性について情報収集、検討を行うこと、(2)総繊維数濃度測定については、民間検査機関における体制整備などを把握しつつ、測定結果の作業管理への活用や早期測定に向けた体制構築について検討を進めることを今後の方向性として説明した。また、環境省では、大気濃度測定の義務付けについて、必ずしも新たな法改正は必要なく、環境省令である作業基準等に位置付けることにより実現が可能との認識を明らかにした¹³。

（７）事前調査や完了確認を第三者が実施する必要性

本改正案により規制が強化される事前調査や、新設される作業完了確認の報告制度に関して、これらを第三者が行うことにより、監視の効果を高めるべきとの指摘が相次いだ。

⁹ 第 201 回国会衆議院環境委員会議録第 4 号 16～17 頁（令 2. 5. 15）

¹⁰ 第 201 回国会衆議院環境委員会議録第 4 号 19 頁（令 2. 5. 15）

¹¹ 環境省「大気汚染防止法施行状況調査（平成 30 年度実績）」（令和 2 年 3 月）によれば、実施届出書の未届出による行政指導数は全国で 87 件とされている。

¹² 第 201 回国会衆議院環境委員会議録第 4 号 7～8 頁（令 2. 5. 15）

¹³ 第 201 回国会参議院環境委員会議録第 6 号（令 2. 5. 28）

これに対し、小泉環境大臣は、本項（３）のとおり特定の講習修了者による事前調査の実施を義務付けることにより、自社、第三者にかかわらず、能力ある者が調査を行うこととなり、不適切な事前調査の防止が進展するとの見解を示した¹⁴。また、事前調査の報告制度の創設等により、都道府県や発注者の元請業者に対するチェック体制が強化されることから懸念は当たらないとした。さらに、同じ公害関係の制度である公害防止管理者制度も自社の者から選任されていることや、現状で第三者の立場から事前調査ができる者が非常に少ないとして困難さを強調した。なお、完了確認については、直接の答弁がなかった。

（８）罰則の強化

直接罰の導入に関連して、委員から作為的ではない場合でも対象になるのかと問いただされた。

小泉環境大臣は、直接罰が適用されるのは、故意犯の場合のみであり、過失犯は対象とはならないが、過失であったかどうかは、事業者の主張のみによっては判断されず、客観的な状況も踏まえて判断されるものと認識をしていると答弁した¹⁵。

また、罰則の量刑が低すぎるとして問題視する指摘もなされた。

これに対し、環境省では、石綿飛散関連の法定刑については、大気汚染防止法の他の規制物質とのバランスをとっていること、また、同法違反の最も重い罰則（１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）は、他の公害防止法令と同様であること、以上から罰則が軽過ぎるとは考えていないと答弁した¹⁶。また、解体等を実施する事業者が大気汚染防止法違反により禁錮刑や懲役刑に処せられた場合には、建設業法に基づく許可が取消処分となり、その後５年間は同許可を取得できなくなるなど、他法令の処分も勘案すれば十分なものと考えている旨の説明があった。さらに、2013（平成 25）年の前回改正法施行以降に、解体等作業の実施にかかわる届出義務違反、作業基準違反等について、告発に至った例がないことも、量刑の引上げを検討する段階にない理由として挙げ、告発事例が積み重なった場合に、引上げの必要性について検討したいとした。

（９）災害対応

災害時に備えるため、石綿含有建材の使用状況の把握を念頭に置いた条文が追加されることに関連し、その具体的な施策がただされた。

小泉環境大臣は、石綿含有建材の使用状況に関するデータベース作成などのモデル事業を 2020（令和 2）年度に実施するとし、数自治体を対象に、既存情報の活用、把握対象の選定方法、把握の手法等について詳細に検証を行い、得られた知見を他の地域に展開することによって、石綿含有建材の使用状況の把握を促進すると答弁した¹⁷。また、レベル 3 の建材を含めた石綿含有建材を使用している建築物等の数は膨大になることが想定されるこ

¹⁴ 第 201 回国会参議院環境委員会会議録第 6 号（令 2.5.28）

¹⁵ 第 201 回国会衆議院環境委員会会議録第 4 号 11～12 頁（令 2.5.15）

¹⁶ 第 201 回国会衆議院環境委員会会議録第 4 号 11 頁（令 2.5.15）

¹⁷ 第 201 回国会参議院環境委員会会議録第 6 号（令 2.5.28）

とから、既存の情報も最大限活用しつつ、地域の実情に応じて、災害時に石綿飛散のおそれも大きい建築物から優先的に把握を進めていくと説明した。

8. 本改正案に対する修正案の提出

質疑が終局すると、衆議院では2本（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム案、日本共産党案）、参議院では1本（日本共産党案）の修正案が提出された。いずれにも、質疑でも多く取り上げられた論点である事前調査等を第三者機関が実施することや、大気濃度測定義務化を目指すことが盛り込まれている。その概要は図表3のとおりとなっているが、いずれも賛成少数により否決され、本改正案は政府が提出した原案のまま可決・成立した。なお、これらと共通する課題を含む附帯決議が衆参両院の環境委員会で全会一致により可決されている。

図表3 修正案の概要

事項	共産案（衆・参）	立国社案（衆）	政府原案・答弁
事前調査	第三者	第三者（検討条項）	能力あるものを増やすのが優先（省令で一定の知見を有する者を要件）
大気濃度測定	作業基準として定める	作業基準として定める（レベル1・2のみ）	今後の検討課題
作業の完了確認	第三者	第三者（検討条項）	今後の検討課題
国の財政支援	国の施策として規定	検討条項	新たな補助制度の創設の必要なし
罰則強化	検討条項	法人に対して 500 万円以下の罰金	直接罰は3月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
次期検討	施行後3年	施行後3年	施行後5年

（出所）各修正案を基に作成

9. おわりに

本改正案の成立により、前回法改正後の課題であったレベル3建材への規制拡大は、従来のレベル1・2建材に対するものに比べ限定的ではあるものの実現した。一方、大気濃度測定義務化は再び見送られた。国会における議論もこの2点や、事前調査等の第三者機関による実施の重要性についての質疑が多くなされた。今後、環境省は法施行に向けて省令で定める作業基準等の具体的な規制内容を定めることとなるが、その後は、課題が解消され次第導入するとされた大気濃度測定義務付けについて、技術の進展も踏まえながら早急な対応が求められることとなる。また、レベル3建材への規制対象拡大でどこまで規制の実効性が挙がるのかについても注視していく必要がある。

（おおしま たけし）